

消費税引き上げに伴うガス料金のご請求金額変更について

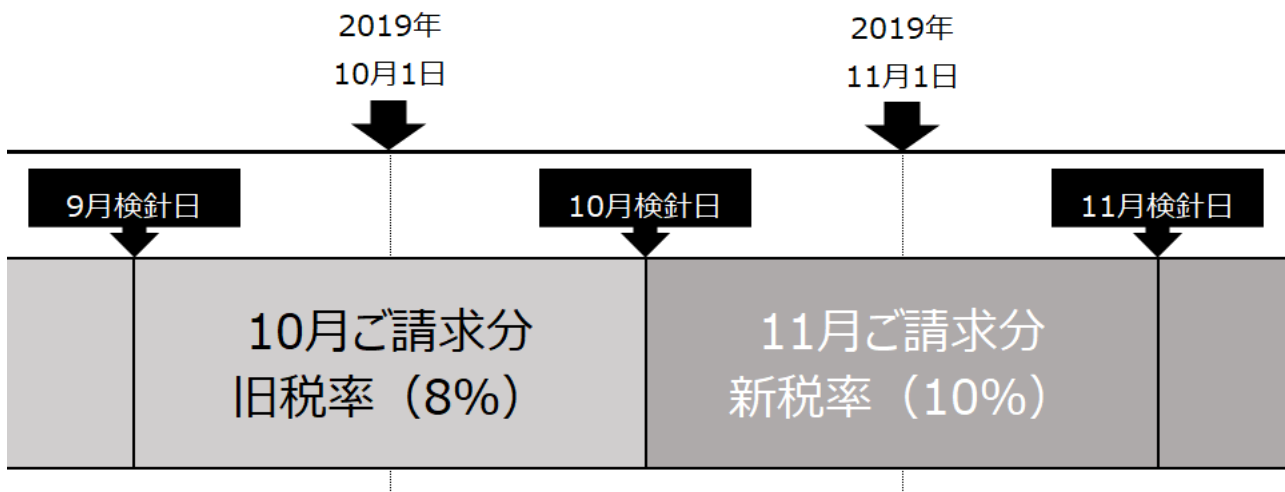
「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、2019年10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられます。

これに伴い、弊社のガス料金のご請求金額につきましても2019年10月の検針日以降のご使用分より、下記のとおり新税率（10%：地方消費税含む）を反映させていただきます。

1. 新税率の適用開始時期

- 経過措置の適用により10月検針分のガス代まで消費税8%とし、11月検針分のガス代より新税率（10%）を適用いたします。

《適用開始時期のイメージ図》



- (注) ・2019年10月1日以降にお引越しや新築などにより、新規ご利用のお客様はご利用開始日から新税率（10%）を適用いたします。
- ・ガス機器等の設置販売価格、警報器使用料については、10月1日より新税率（10%）を適用いたします。
 - ・ガス機器等リース料につきましては、9月30日以前のご契約は8%を継続し、10月1日以降の新たな契約につきましても新税率（10%）を適用いたします。
 - ・10月の定期検針後にお引越し等により解約されるお客様のガス料金のご精算につきましては、10月定期検針後のご使用分につき、新税率（10%）を適用いたします。
 - ・工業用等の重量販売のお客様につきましては、10月1日のお届け、引渡し分より新税率（10%）を適用いたします。

2. 新税率に伴う料金単価の変更

- 外税単価契約の料金につきましては、10月1日より新税率（10%）を適用いたします。

内税単価契約については、10月1日より新税率（10%）を反映した料金に変更いたします。

3. お問い合わせ先